

社会福祉法人美和会役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美和会定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給基準及び報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は別表2により報酬を支払うことができる。

3 理事長は法人及び施設の運営最高責任者として法人業務に従事するため、別表4により定額報酬を支払うことができる。理事会等出席による報酬は適用しない。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

附 則

平成26年2月6日一部改正する。平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成29年度定時評議員会で承認のあった日から適用する。

(平成29年6月19日より適用)

附 則

この規程の一部改正は、平成30年度第2回臨時評議員会で承認のあった日から適用する。(平成31年3月28日より適用)

別表1

名 称	報 酬 額
理事会への出席	7,000円(日額)
評議員会への出席	4,000円(日額)

別表2

名 称	報 酬 額
業務のための理事出勤	7,000円(日額)
業務のための評議員出勤	4,000円(日額)
監事の監査指導及び業務	7,000円(日額)
理事及び監事の理事懇談会への出席	4,000円(日額)

別表3

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実 費	実 費	7,000円	実 費

別表4

名 称	報 酬 額
理 事 長 報 酬	50,000円(月額)